

## 秘密保全法に反対する愛知の会 入会申込書（個人用）

秘密保全法に反対する愛知の会への入会を申し込み、2016年度会費を納入します。

新規（枠内にご記入下さい） / 継続（太枠内のみご記入下さい）

氏名			
住所			
電話	TEL	FAX	
Email			
会費	□	円	
申込み日	2016年 月 日	(事務局記入欄) 取扱者	

メーリングリスト参加を

希望する (※)

希望しない

----- 切り取り線 -----

### 領 収 証

様

金

円

2016年度会費として受領しました。

2016年 月 日

秘密保全法に反対する愛知の会  
事務局長 濱島将周

※ メーリングリスト参加を希望される方は [mizutani@daiichi-law.gr.jp](mailto:mizutani@daiichi-law.gr.jp)  
宛に「メーリングリスト参加希望」のメールを送って下さい。  
その際、推薦者の心当たりも送信して下さいとありがたいです。

## 【秘密保全法に反対する愛知の会申し合わせ事項（変更）】

（下線部が変更部分）

（名称）

1 この会は、「秘密保全法に反対する愛知の会」と称する。

（目的）

2 この会は、政府に、秘密保護法を廃止させることを目的とする。

（会員）

3 この会は、秘密保護法を廃止させる意思をもって何らかの活動をする個人・団体で構成する。

（年会費）

4 会員は、個人1口1000円、団体1口3000円の年会費を納める。

（会の運営等）

5 この会の運営については、当面以下のように申し合わせる。

- ◇ 役員として 共同代表（2名）、事務局長1名、事務局次長数名および世話人数名をおき、これらの者で世話人会を構成する。
- ◇ 世話人の中から会計を選任する。
- ◇ 会の運営に関する決定は、世話人会および会員メーリングリストをもってする。
- ◇ 会員メーリングリストは、当初参加者の他は、すでにメンバーとなっている者2名以上の推薦をもって登録する。
- ◇ 世話人会は、会員に対し、会の活動に関するニュースを届ける。

① インターネット上

ブログ（<http://nohimityu.exblog.jp/>）に可能な限り迅速に必要な記事を投稿するとともに、ツイッター（[http://twitter.com/himitsu\\_control](http://twitter.com/himitsu_control)）でも適宜情報発信する。

② 紙媒体ニュース

『極秘通信』を適宜発行し、会員に送付する。

（連絡先）

6 この会の連絡先は、当面以下のように申し合わせる。

- ◇ 弁護士法人名古屋北法律事務所 気付  
名古屋市北区平安2丁目1番10号 第5水光ビル3階  
電話（052）910-7721 / FAX（052）910-7727

（附則）

この変更申し合わせ事項は、2015年3月28日から施行する。

## 【役員】

（共同代表）

中 谷 雄 二（弁護士）	留任
本 秀 紀（名古屋大学大学院教授）	留任

（事務局長）

濱 嶋 将 周（弁護士）	留任
--------------	----

（事務局次長）

<u>青 木 有 加（弁護士）</u>	新任
<u>中 川 匡 亮（弁護士）</u>	新任

（事務局長代行）

<u>矢 崎 暁 子（弁護士）</u>	新任
---------------------	----